

**音更町 LINE 公式アカウント
情報配信システム導入・運用委託業務
公募型プロポーザル実施要項**

令和5年5月

音更町企画財政部広報広聴課

1 目的

本町では、令和4年度に「音更町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針」を策定し、「町民目線」、「課題解決のためのデジタル化」、「業務の最適化」、「当事者意識」、「失敗は糧」を基本方針に掲げ、取組を進めている。音更町 LINE 公式アカウントを通じて年代や個々のニーズに応じた情報を配信するとともに町民から町への情報提供など双方向のコミュニケーションの手段として活用し、町民の利便性向上を図るため、音更町 LINE 公式アカウント情報配信システムを導入するに当たり、事業者から広く提案を受けることにより、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務の受託者として選考することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

音更町 LINE 公式アカウント情報配信システム導入・運用委託業務

(2) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「音更町 LINE 公式アカウント情報配信システム導入・運用委託業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

(4) 提案上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該金額には、導入費用、LINE サービス利用料及び運用保守費用（令和6年3月31日まで）を含む。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 日本国内に本社又は本店を置く法人事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 音更町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年音更町条例第1号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) LINE 株式会社の認定パートナーのうち「LINE Technology Partner」に認定されていること（再委託先又は協力会社が認定されている場合を含む）。

4 スケジュール

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 要項等の告示 | 令和5年5月 1日（月） |
| (2) 質問事項の締切 | 令和5年5月10日（水） |

- (3) 質問事項への回答 令和5年5月12日(金)
- (4) 参加表明書・企画提案書
見積書等の提出期限 令和5年5月17日(水)
- (5) 一次審査(書類審査) 令和5年5月24日(水)
- (6) 一次審査結果通知 令和5年5月29日(月)
- (7) 二次審査(プレゼンテーション) 令和5年5月31日(水) 午後予定
- (8) 審査結果の通知及び公表 令和5年6月上旬
- (9) 契約の締結 令和5年6月中旬

5 参加申込み手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり手続きを行うこと。

(1) 提出書類

提出書類	内容・留意事項	様式	提出部数
1 参加表明書	必要に応じて様式1-2を添付すること。	様式1	正本1部
2 会社概要書	令和5年5月1日時点の状況を記載すること。	様式2	正本1部
3 業務実績調書	地方公共団体(都道府県、特別区及び市町村)での本業務と類似する業務実績を記載すること(令和5年5月1日現在で継続してシステムを利用しているものに限る)。	様式3	正本1部
4 業務実施体制	本業務の実施の運用体制を記載するほか、業務フロー、スケジュール等の全体計画等(任意様式)を添付すること。	様式4	正本1部
5	「LINE Technology Partner」に認定されていることを証明する書類		1部(写し可)
6 企画提案書鑑	提案者名、提出年月日を記載すること。	様式5	正本1部 副本7部
7 企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者1提案とする。 ・ 提案書の規格はA4版(A3折込可)、文字サイズは11ポイント以上(図表中に使用する文字についてはこの限りではない)とし、別紙「仕様書」の内容や以下の内容を踏まえた上で、図や表などを用いてわかりやすく簡潔に記載すること。 ①システム概要・特徴 「仕様書」に記載している機能要件を満たすことがわかる内容とすること。また、「仕様書」に記載していない独自の機能等があれば追加で記載すること。 ②デザイン 	任意(両面印刷)	PDFデータ (CD-R等の記録媒体)1枚 ※副本には会社名やロゴマーク、担当者名など、提案者が特定できる情報は記載しないこと。

提出書類	内容・留意事項	様式	提出部数
	<p>リッチメニューのデザイン案を記載し、利用者にとって見やすく、使いやすいよう配慮した点等があれば記載すること。</p> <p>③システム性能</p> <p>LINE 公式アカウントを運用するに当たり、システムを管理する職員や情報配信を行う職員が使いやすいものとなっているか、また、配信情報のデータ分析機能についても記載すること。</p> <p>④セキュリティ</p> <p>セキュリティ対策について記載すること。</p> <p>⑤運用保守業務</p> <p>運用開始後のサポート体制や障害対応等について記載すること。</p> <p>⑥独自性・将来性について</p> <p>本実施要領及び「仕様書」に記載のない事項で、本業務及び本町における将来的な LINE 公式アカウントの運用に効果があると見込まれる提案があれば記載すること。提案は本業務の委託料の範囲内で実施可能か、別途費用が必要となるかを明示すること。</p>		
8	<p>見積書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本プロポーザルにおける提案の見積価格（消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること）また、費用の詳細は、明細書（任意様式）を添付すること。 ・3パターンの見積書を提示すること。なお、運用保守月額費用については、管理者アカウントのログインID数は、15を想定し見積もること。 <p>①業務期間にかかる金額 初期導入費用と運用保守月額費用</p> <p>②令和6年度の金額（年額）</p> <p>③令和5年度から令和9年度末まで継続利用する場合の令和10年3月31日までの総額</p>	様式6	<p>正本1部 副本7部 ※副本には会社名やロゴマーク、担当者名など、提案者が特定できる情報は記載しないこと。</p>

- (2) 提出期限 令和5年5月17日（水）17時30分【必着】
- (3) 提出方法 郵送又は持参（送付記録が残る方法に限る）
- (4) 提出先 音更町企画財政部広報広聴課広報係 後記「10 問合先及び書類提出先」を参照
- (5) 参加辞退 参加を辞退する場合は、応募辞退届出（様式8）を提出すること。

6 質問書の提出・回答

- (1) 質問内容 仕様書、参加表明書、会社概要書及び企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。
- (2) 提出期限 令和5年5月10日（水）17時30分まで
- (3) 提出方法 質問書（様式7）に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。
- (4) 提出先 音更町企画財政部広報広聴課広報係
電子メール：kohokochoka@town.otofuke.hokkaido.jp
- (5) 回答方法 令和5年5月12日（金）までに音更町ホームページに掲載することとする。（質問のあった事業者名は公表しない）ただし、質疑の内容によっては、回答できない場合がある。なお、回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては、受け付けない。

7 選定方法

(1) 審査方法

音更町プロポーザル実施要綱に基づく審査委員会（以下、「審査委員会」という）において、提出された企画提案書等による一次審査及びプレゼンテーション等による二次審査を行い、(6)の審査項目ごとの評価点数の合計点数で争う「総合評価方式」により行う。

(2) 一次審査（書類選考）

一次審査では提出書類の内容を審査し、上位3者がプレゼンテーションを実施できるものとする。一次審査の選考結果については、令和5年5月29日（月）までに、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

①日時 令和5年5月31日（水）予定

※日程、時間等の詳細については、別途連絡する。

※本町が準備するオンライン会議システム（Zoom）を使用する。

②発表時間等

- ・1事業者につき30分とし、質疑応答を10分程度とする。なお、プレゼンテーションにおいては、提案するシステムのデモンストレーションを必ず実施すること。
- ・事前に提出された企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、また、実際の操作画面を示しながら通常のメッセージ配信の一連の流れを説明し、審査委員によるヒアリングを行うこととする。
- ・二次審査の順序は、参加表明書等の提出順とする。

(4) 審査項目

①一次審査

審査項目		全体に占める割合
1	会社情報	5 / 50
2	業務実績	5 / 50

審査項目		全体に占める割合
3	業務実施体制	10 / 50
4	機能要件	10 / 50
5	独自性・将来性	10 / 50
6	見積金額（初期導入費用 及び運用保守月額費用）	10 / 50

②二次審査

審査項目		全体に占める割合
1	プレゼンテーション	70 / 100
2	デモンストレーション	30 / 100

(5) 候補者の決定

審査委員会は、審査委員の採点の合計点により、提案者の提案等を採点し、順位付けを行い、候補者を選定する。合計点の最も高い者が2者以上いる場合は、提案見積の項の得点の最も高い者から順位を決定する。

また、候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を候補者とする。

(6) 審査結果通知

- ①審査結果は、全提案者に対して文書で通知するが、審査経過については公表しない。
- ②審査結果の通知時に、候補者の名称・所在地・総得点、その他参加者の総得点（名称は公表しない）を町のホームページに公表する。
- ③選考結果に対する異議申し立て及び質問などは受け付けない。

8 契約の締結

- (1) 契約の締結は、第1位候補者と本町との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約による方法で契約する。なお、当該契約に当たり、技術提案内容（見積書を含む）をもって、そのまま契約するとは限らない。
- (2) 第1位候補者と契約に至らなかった場合は、第2位候補者と協議を行うこととし、随意契約の方法により契約する。

9 留意事項

- (1) 公募型プロポーザル参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 書類提出期間終了後の企画提案書等の変更・修正・追加もしくは再提出は認めない。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ①「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③不正と認められる行為があった場合

④審査の公平性を害する行為があった場合

10 問合先及び書類提出先担当部署

本業務における担当部署及び企画提案書等の提出先は次のとおりとする。

〒080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地

音更町企画財政部広報広聴課広報係

電話番号0155-42-2111（内線216） FAX番号0155-42-2117

電子メール：kohokochoka@town.otofuke.hokkaido.jp